

## 宿泊約款 | グランドベース広島平和公園前

### 第1条：適用範囲

- 1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条：宿泊契約の申込み

- 1.当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1)宿泊者名及び連絡先
  - (2)宿泊日及び到着予定時刻
  - (3)利用宿泊プラン
  - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 3.第1項第(3)号の宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申し込み時と異なる宿泊条件での宿泊を希望する場合は、宿泊契約を解除したのち、新たな宿泊契約の申込みをして頂きます。
- 4.宿泊者は、当ホテルとの間の宿泊契約又は宿泊予約の地位は、当ホテルが承諾する場合を除き第三者に譲渡できないものであることを了承のうえ宿泊の申込みをするものとします。

### 第3条：宿泊契約の成立等

- 1.宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、ご予約された宿泊予約サイトの事前キャッシュレス決済にて、当ホテルが定める宿泊客が最終的に支払うべき宿泊期間の宿泊料金をお支払いいただきます。

### 第4条：宿泊契約締結の拒否

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

- (2)満室により客室の余裕がないとき。
  - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7)宿泊しようとする者が当ホテル内において当ホテルの定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
- 2.当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。
- (1)宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
  - (2)宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
  - (3)宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
  - (4)宿泊しようとする者が当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

#### **第5条： 宿泊客の契約解除権**

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全体又は、一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、キャンセル料（違約金）を申し受けません。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の24時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### **第6条： 当ホテルの契約解除権**

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5)宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
  - (7) 保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊されるとき
  - (8) 本条第 4 項以外の理由により、当ホテルが契約した客室を宿泊者に提供できないとき。ただし、この場合は可能な限り他の宿泊施設を斡旋するものとするものとする
2. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除するものとします。
- (1) 暴力団等反社会的勢力であると認められるとき。
  - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
  - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
  - (4) 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
3. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、別表第 2 に掲げるところによりキャンセル料（違約金）を申し受けます。

## **第 7 条： 宿泊の登録**

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、法令および該当地域の条例の定める必要事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、住所、職業、連絡先、その他
  - (2) 宿泊者が日本国内に住所を持たない外国人の場合は、旅券をチェックインタブレットのカメラで撮影をさせていただきます。
  - (3) その他当ホテルが必要と認める事項

## **第 8 条： 客室の使用時間**

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

1 室あたり 1 時間ごとに 3,000 円（消費税別）

ただし、1 時間未満は 1 時間に切り上げて算定します。

## **第9条： 利用規則の遵守**

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則（客室内のタブレットに掲示）に従っていただきます。

## **第10条： 営業時間**

当ホテルの営業時間は客室内のタブレットでご案内いたします。

## **第11条： 料金の支払い**

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、ご予約された宿泊予約サイトの事前キャッシュレス決済にてお支払いいただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊した場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## **第12条： 当ホテルの責任**

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害をご予約時の宿泊料金を限度（但し、当ホテルの故意、または、重過失による場合は除きます）に賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

## **第13条： 契約した客室の提供ができないときの取扱い**

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## **第14条： 寄託物等の取扱い**

1. 当ホテルでは寄託物等の取り扱いを行っておりません。
2. 宿泊客が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いません。

## **第15条： 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管**

1. 宿泊客の手荷物について、到着前後に関わらず受け取りや保管は一切いたしかねます。

- 2.当ホテルは、チェックアウト後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、チェックアウトから 1 週間以上経過してもご連絡のない場合、原則として所有権を放棄したとみなし、法令に準じ、処理します。
- 3.当ホテルで保管中の物品を持ち主に返却する場合に発生した費用は持ち主の負担とします。

#### **第 16 条： 駐車 の 責任**

- 1.当ホテルには専用の駐車場、提携の駐車場等はありません。
- 2.施設周辺への駐車、また車両のトラブル等に関して、いかなる場合においても責任は一切負いかねます。

#### **第 17 条： 宿泊客 の 責任**

- 1.宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
- 2.当施設は全館禁煙となっております。喫煙による客室（バルコニー含む）の汚損、悪臭などの事実が発覚した場合、その程度に応じて損害を賠償していただきます。
3. チェックアウト後、廃棄品、ごみ以外の手荷物又は携帯品を客室内、共用部のいずれにも残さないものとします。
4. 火気を使用する調理器具（カセットコンロ、七輪など）の持ち込みを一切禁じ、それらにより生じた全ての損害を賠償していただきます。
5. 宿泊客が、処分に特別の費用を要する粗大ごみ等を故意又は過失により当ホテル内に放置した場合、処分に要する費用等の損害賠償を請求します。

#### **第 18 条 外来訪問客との面会**

当ホテルの客室内の外来訪問客滞在はお断りさせていただきます。

なお、外来訪問滞在が発覚した際は、予め予約していた人数が定員に満たない場合であっても、当ホテルにて定める罰則金を申し受けます。

#### **第 19 条： 免責事項**

- 1.当ホテル内からのインターネット通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。
- 2.インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。またインターネット通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

3. 宿泊客による客室内デバイスへのデータの遺存について、当ホテルは一切の責任を負いません。

#### **第 20 条（管轄及び準拠法）**

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する広島地方裁判所、広島簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

#### **別表第 1： 宿泊料金の内訳（第 11 条第 1 項関係）**

	宿泊客が支払うべき宿泊料金
内訳	1 基本宿泊料 2 消費税当法令により規定される諸税 ※1

※1.税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

#### **別表第 2： キャンセル料（違約金）（第 5 条第 2 項関係）**

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前
キャンセル料	100%	100%	100%	100%	100%

(注)

- 1.%は、宿泊客が支払うべき宿泊料金に対するキャンセル料（違約金）の比率です。
- 2.特別プランについては、別表第 2 の表にかかわらず、そのプランのお申し込み時ご確認いただいたキャンセルポリシーに従って計算した金額を違約金として収受します。